

(施行規則第22条第1項)

岩国市指令平30環事第5-17号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩国市由宇町882番3

氏名 株式会社坊野興業

代表取締役 上原房雄

営業所

平成30年2月27日付けで申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成30年4月1日

岩国市長 福田良彦



一般廃棄物の種類	固形状一般廃棄物
処理区域	玖珂町、周東町、由宇町の区域内
積替場の所在地	岩国市由宇町882番3
許可期間	平成30年4月1日から平成32年3月31日まで
許可条件	別紙許可条件のとおり

- この許可証は、事務所（営業所）内の見えやすいところに必ず提示しておくこと。
- 許可証の内容に変更があった場合は、速やかに届け出ること。

(固形状一般廃棄物 玖珂町、周東町、由宇町区域)

許可条件

- 1 許可された処理区域を遵守し、区域外で収集運搬業務を行わないこと。
- 2 取り扱う一般廃棄物は、申請書記載の処理施設に搬入するものとする。
可燃ごみは、周陽環境整備組合又は民間の処理施設に搬入すること(玖珂・周東・由宇地域の可燃ごみを岩国市第一工場に、持込まないこと)。
- 3 許可された種類以外の廃棄物を収集・運搬しないこと。
- 4 処理実績については、翌月の10日までに、所定の様式により業務実績報告書を提出すること。
- 5 運搬作業は、常に清潔を旨として実施すること。
- 6 作業用具は、常に洗浄し、清潔に保つこと。
- 7 運搬車には、必ず被覆を完全に行い、廃棄物が飛散することのないようにすること。
- 8 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)並びにこれに関連する法令、条例及び指示命令事項を遵守すること。
- 9 市外のごみを市の処理場に持ち込まないこと。
- 10 事業所の所在地や役員等の変更、収集運搬車両・従業員・委託事業所など許可の申請内容、事業計画書に記載した内容、事業系一般廃棄物の収集運搬先に変更が生じた場合は、その都度届出をするものとする。
- 11 許可証を紛失した場合は、早急に申し出ること(許可証の再交付については、2,000円の手数料が必要になります)。
- 12 処理業を休止・廃止する場合には、遅滞なく届け出ること。
- 13 許可証は、事務所(営業所)内の見えやすいところに必ず提示しておくこと。
- 14 車両登録証は、いつでも提示できるよう収集・運搬車両に携帯しておくこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(抜粋)
(事業の停止)

第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(許可の取消し)

第7条の4第2項 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第2号又は第3号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。